

●都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

- ◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。
- ◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定。
⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

法案の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域（全国63地域を指定）の協議会（国、
関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等
(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)から
なる官民協議会）が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等（都市再生安全確保施設）
の整備・管理
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報
の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画（都市再生安全確保計画）を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し予算支援（4.9億円）



都市開発事業者、
鉄道事業者等

官民の役割分担の
下に計画を作成

*下線は法律の特例

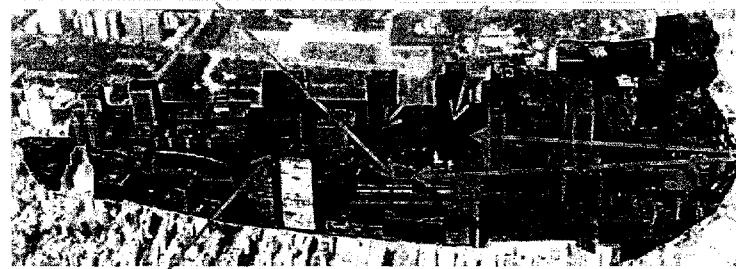
- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導
- ・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定（承継効付き）により関係者
による継続的な管理を担保



- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を
確保（数日間滞在）
- ・退避施設の協定（承継効付き）により
関係者による継続的な管理を担保



- ・平常時からの訓練



災害情報、交通情報
等の提供

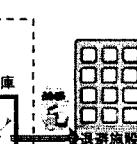


- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部
分を容積率不算入
- ・地方公共団体との管理協定（承継効
付き）により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する
際の占用許可手続を迅速化



都市公園
の活用

備蓄倉庫



- ・建築確認、耐震改修
等の認定等手続を一
本化



都市における大規模地震発生時の安全を確保

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年6月26日
国 土 交 通 省

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について

1. 背景

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第26号）の施行に伴い、同法の施行期日を定めるとともに、都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）等について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を平成24年7月1日とする。

(2) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

① 都市再生特別措置法施行令の一部改正

都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設は、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等とする。

② 都市公園法施行令の一部改正

都市公園の占用物件として、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫等を追加することとする。

③ 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、退避経路協定、退避施設協定及び管理協定に係る承継効に関する規定を追加することとする。

3. スケジュール

閣 議： 平成24年 6月26日（火）

公 布： 平成24年 6月29日（金）

施 行： 平成24年 7月 1日（日）

問い合わせ先

国土交通省都市局まちづくり推進課 企画専門官 高藤

連絡先 03-5253-8111（内線32-534）

03-5253-8406（直通）

03-5253-1589（FAX）